

## 薩摩川内市アーティストバンク要綱

### (目的)

第1条 薩摩川内市アーティストバンク（以下「アーティストバンク」という。）は、薩摩川内市にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開することで、アーティストの発表の場を拡充するとともに、市民に芸術鑑賞及びワークショップなどの芸術体験の機会を提供し、薩摩川内市の芸術・文化活動の振興に資することを目的とする。

### (事務局)

第2条 アーティストバンクの事務局（以下「事務局」という。）は、薩摩川内市教育委員会文化課に置く。

### (登録等)

第3条 アーティストバンクに登録しようとするアーティスト（以下「登録希望者」という。）は、薩摩川内市アーティストバンク登録申込書に記入の上、事務局に提出しなければならない。

- 2 アーティストバンクへの登録は、随時受け付けるものとする。
- 3 アーティストバンクへの登録に係る手数料は、無料とする。
- 4 アーティストバンクに登録することができるアーティストは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 文化芸術活動を行う個人又は団体であること。
  - (2) 薩摩川内市出身者、在住者、勤務者、在学生、卒業生、又は主な活動拠点が薩摩川内市にあること。
  - (3) 市民の依頼に応じて公演及びワークショップの活動が実施可能であること。
  - (4) 市民へ芸術体験の場を積極的に提供することが可能であること。
- 5 事務局は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アーティストバンクに登録しないものとする。
  - (1) 政治又は宗教活動を目的とするもの
  - (2) 営利活動を主な目的とするもの
  - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
  - (4) その他アーティストバンクへ登録することが不相当と認められるもの

### (通知及び公表)

第4条 事務局は、登録希望者をアーティストバンクに登録したときは、その旨を登録希望者に通知するとともに、登録希望者の同意を得ている情報について、公開するものとする。

- 2 事務局は、登録希望者をアーティストバンクに登録しなかったときは、その旨を登録希望者に通知するものとする。

### (登録情報の変更)

第5条 アーティストバンクに登録されたもの（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更の申出を行わなければならない。

2 事務局は、登録者から登録情報の変更の申出を受けたときは、随時登録を変更するものとする。

（登録の抹消）

第6条 事務局は、登録者から登録抹消の申出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事務局は、次の各号のいずれかに該当する登録者についてはその登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他の不正な手段によって登録が行われたもの

(2) 正当な理由がなく事業を遂行しなかったもの

(3) 第3条第4項に掲げる各号のいずれかを満たせなくなったもの

(4) 第3条第5項に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったもの

3 事務局は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であったものに通知するものとする。

（アーティストバンクの使用方法）

第7条 市民（団体及び個人。以下同じ。）は、催物、発表会又は行事等においてアーティストバンクを利用して、登録者を招へいすることができる。

2 文化課等の公共機関は、その主催する事業等においてアーティストバンクを利用することができる。

（登録者の招へい方法）

第8条 登録者の招へいは、事務局へ依頼して行う。ただし、事業実施にかかわる事項については当事者間で行うものとする。

（招へいに伴う経費）

第9条 経費については、招へいする団体及び個人が負担する。

（個人情報取扱い）

第10条 事務局がアーティストバンクを通じて知り得た個人情報については、この要綱に規定する目的以外に利用しない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。